

宮城県事業復興型雇用創出助成金 対象産業政策リスト（リスト2）【中小企業型】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。

※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。

（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）

前回（令和7年5月16日時点）からリストを更新しています。変更があった箇所は赤字にしています。

（令和7年10月23日現在）

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課(室)名	班名・電話番号
4	老人福祉施設等災害復旧支援事業費補助金	被災した老人福祉施設等の復旧費用を補助するもの。(社会福祉施設等災害復旧事業の対象外の施設)	・支援を受けた事業所のうち、次のいずれかの事業所に限る。 ①被災した施設の被災程度が大規模半壊以上であること。 （罹災証明書等市町村が施設の罹災程度を証明する書類を添付すること。） ②事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと。 （「休止届」等、事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと証明する書類を添付すること。） ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	保健福祉部	長寿社会政策課	施設支援班 022-211-2549
5	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金 ①東日本大震災に係る老人福祉施設等災害復旧事業費補助金(仙台市外の施設対象) ②仙台市老人福祉施設等災害復旧費補助金(仙台市内の施設対象)	被災した老人福祉施設等の復旧費用を補助するもの。	・支援を受けた事業所のうち、次のいずれかの事業所に限る。 ①被災した施設の被災程度が大規模半壊以上であること。 （罹災証明書等市町村が施設の罹災程度を証明する書類を添付すること。） ②事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと。 （「休止届」等、事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと証明する書類を添付すること。） ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	保健福祉部	【仙台市外の施設】 宮城県 長寿社会政策課 【仙台市内の施設】 仙台市健康福祉局 高齢企画課	【仙台市外の施設】 宮城県 長寿社会政策課 施設支援班 022-211-2549 【仙台市内の施設】 仙台市健康福祉局 高齢企画課 022-214-8169
7	中小企業経営革新支援事業 (中小企業等経営強化法(旧:中小企業新事業活動促進法)に基づき、中小企業を対象に経営革新計画を承認するもの。)	中小企業等経営強化法(旧:中小企業新事業活動促進法)に基づき、中小企業を対象に経営革新計画を承認するもの。	震災以前に事業決定したものについては、平成23年3月11日時点で、当該政策の支援を受けた事業が継続しているものに限る。	宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	経営支援班 022-211-2742
11	中小企業販路開拓総合支援事業「引合せ支援」 (旧:みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業(コネクション型)) (旧:地域発商品等販路拡大支援事業(販路Navi事業))	県内企業の新商品・新サービス等を選定し、首都圏等における販路拡大を支援するもの。(人的な支援を行うもの。)		宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	経営支援班 022-211-2742
14	みやぎ中小企業チャレンジ応援基金 (旧:宮城・仙台富県チャレンジ応援基金)	・中小企業を対象とした新事業展開等に係る助成 ・県等が出資した原資により、(公財)みやぎ産業振興機構が基金を造成し、中小企業に助成するもの。	震災以前に事業決定したものについては、平成23年3月11日時点で、当該政策の支援を受けた事業が継続しているものに限る。	宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	企画調整班 022-211-2745
15	みやぎ復興パーク事業	(公財)みやぎ産業振興機構において、東北地域のものづくり産業の復興及び新たな産業の創出・発展を図るための拠点を整備し、被災した企業や団体などに対して工場など施設の貸し出しを行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	経済商工観光部	新産業振興課	産学連携推進班 022-211-2721
	* 2-16「被災中小企業施設・設備整備支援事業資金貸付制度(高度化スキームによる貸付制度)」は、リスト1-52に移動しました						
19	中小企業高度化資金貸付金(特別会計)	事業協同組合等が整備する共同施設等に対して、長期低利による融資を行うもの。		宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	経営支援班 022-211-2742
21	観光施設再生・立地支援事業 (旧:観光施設再生支援事業)	東日本大震災により被災した県内のホテル、旅館、簡易宿所営業、下宿営業及び観光集客施設の施設・設備を再建・復旧する中小企業者等に助成を行うもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	経済商工観光部	観光戦略課	観光産業振興班 022-211-2755
29	自動車関連産業特別支援事業 (自動車産業取引拡大加速化推進事業を含む)	県内の自動車関連企業等の取引拡大や新規参入を促進するため、総合的な支援を行うもの。	県が実施する生産現場改善支援事業(集合支援については平成25年度までに限る。)、新技術・新工法研究開発促進事業または自動車関連人材育成補助事業により支援を受けた事業主を対象とする。	宮城県	経済商工観光部	自動車産業振興室	技術支援班 022-211-2533
30	みやぎ企業立地奨励金事業	県内に工場等の新設、増設等を行う企業を対象に奨励金を交付するもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている(事業を実施している)事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・奨励金対象工場等指定通知書の写し ・奨励金交付決定の通知書の写し(交付決定未了の場合は、工事請負契約書等の着工済であることを証明する書類の写し)	原則として、平成23年3月10日以前に指定申請を行い、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に交付決定を受けた事業所を対象とする。 ただし、令和8年3月31日までに指定及び着工があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(交付決定通知書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	宮城県	経済商工観光部	産業立地推進課	企業立地基盤整備班 022-211-2733
31	復興特区(民間投資促進特区(ものづくり産業版))に基づく指定事業者の指定	復興特区法に基づき国から認定を受けた民間投資促進特区(ものづくり産業版)に該当する事業者について指定するもの。指定を受けた事業者は、税制上の特例措置等を受けることができる。	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	宮城県	経済商工観光部	産業立地推進課	企業立地基盤整備班 022-211-2733

宮城県事業復興型雇用創出助成金 対象産業政策リスト（リスト2）【中小企業型】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。

※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。

（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）

前回（令和7年5月16日時点）からリストを更新しています。変更があった箇所は赤字にしています。（令和7年10月23日現在）

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課(室)名	班名・電話番号
32	復興特区(民間投資促進特区(IT産業版))に基づく指定事業者の指定	復興特区法に基づき国から認定を受けた民間投資促進特区(IT産業版)に該当する事業者について指定するもの。指定を受けた事業者は、税制上の特例措置等を受けることができる。	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	宮城県	企画部	産業デジタル推進課	産業デジタル推進第二班 022-211-2479
34	東日本大震災に係る被災私立保育所等災害復旧事業費補助金	被災私立保育所及び認可外保育所等が行う災害復旧事業に対し、施設設置者負担の軽減を図り、保育の継続支援を行うもの。	支援を受けた事業所のうち、次のいずれかの事業所に限る。 ①被災した施設の被災程度が大規模半壊以上であること。 （罹災証明書等市町村が施設の罹災程度を証明する書類を添付すること。） ②事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと。 （「休止届」等、事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと証明する書類を添付すること。） ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	保健福祉部	子育て社会推進課	保育支援班 022-211-2529
35	革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業費補助金	革新的な技術を活用することにより、大きなCO2削減効果が期待できる低炭素製品に関する生産技術確立するための国内での設備投資に対するの支援事業。国内での工場立地促進、地域経済を支える低炭素産業の大きな成長を図ることを目的とする。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	経済産業省	東北経済産業局	企業成長支援課	022-221-4807
41	特用林産物生産施設早期再開支援事業	東日本大震災により被災した特用林産物生産施設の早期生産再開に向けて、施設及び器機材整備経費を補助するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	水産林政部	林業振興課	地域林業振興班 022-211-2914
45	情報通信関連企業立地促進奨励金	県内に事業所を新設するソフトウェア企業(開発系IT企業)を対象に奨励金を交付するもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている(事業を実施している)事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・交付対象事業所指定通知書の写し ・奨励金交付決定の通知書の写し(交付決定未了の場合は、工事請負契約書等の着工済であることを証明する書類の写し)	・原則として、平成23年3月11日以降に指定申請を行い、令和8年3月31日までに交付決定を受けた事業所を対象とする。 ・ただし、令和8年3月31日までに指定及び着工があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(交付決定通知書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。) ・新規雇用奨励金の併給はできない。	宮城県	企画部	産業デジタル推進課	産業デジタル推進第二班 022-211-2479
48	社会福祉施設等災害復旧費国库補助金 ①東日本大震災に係る児童福祉施設等災害復旧事業費補助金(仙台市外の対象施設) ②東日本大震災に係る仙台市私立保育所災害復旧費補助金(仙台市内の対象施設)	東日本大震災により被害を受けた施設の復旧に関し、復旧に要する費用の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、保育事業の支援を行うもの。	・公務員の身分を持つ者は除く。 ・国や県または市町村から人件費の経費負担を受けている者は除く。 ・支援を受けた事業所のうち、次のいずれかの事業所に限る。 ①被災した施設の被災程度が大規模半壊以上であること。 （罹災証明書等市町村が施設の罹災程度を証明する書類を添付すること。） ②事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと。 （「休止届」等、事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと証明する書類を添付すること。） ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	保健福祉部	【仙台市外の施設】 宮城県 子育て社会推進課 保育支援班 022-211-2529 【仙台市内の施設】 仙台市子供未来局 環境整備課	【仙台市外の施設】 宮城県 子育て社会推進課 保育支援班 022-211-2529 【仙台市内の施設】 仙台市子供未来局 環境整備課 022-214-8185
49	社会福祉施設等災害復旧費国库補助金 ①東日本大震災に係る障害福祉施設等災害復旧事業費補助金(仙台市内のグループホーム、ケアホーム及び仙台市外の対象施設) ②仙台市障害福祉施設等災害復旧費補助金(仙台市内の対象施設)	東日本大震災により被害を受けた施設の復旧に関し、復旧に要する費用の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、障害福祉施設運営事業の支援を行うもの。	・公務員の身分を持つ者は除く。 ・国や県または市町村から人件費の経費負担を受けている者は除く。 ・次のいずれかの事業所に限る。 ①被災した施設の被災程度が大規模半壊以上であること。 （罹災証明書等市町村が施設の罹災程度を証明する書類を添付すること。） ②事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと。 （「休止届」等、事業所において6か月以上の間事業を休止していたこと証明する書類を添付すること。） ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	保健福祉部	【仙台市内のグループホーム、ケアホーム及び仙台市外の施設】 宮城県障害福祉課 施設支援班 022-211-2544 【仙台市内の対象施設】 仙台市健康福祉局 障害者支援課	【仙台市内のグループホーム、ケアホーム及び仙台市外の施設】 宮城県障害福祉課 施設支援班 022-211-2544 【仙台市内の対象施設】 仙台市健康福祉局 障害者支援課 022-214-8188
55	農商工連携震災復興モデル創出支援事業	震災からの単なる復旧ではなく、施設園芸生産の先進地形成に向けて、次世代園芸生産施設の誘致促進を図ることを目的に、民間事業者が行う農林水産業者と商工業者との連携による震災復興のモデル化に要する経費の補助を行うもの。	当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	農政部	農山漁村なりわい課	6次産業化支援班 022-211-2242
63	復興特区(民間投資促進特区(農業版))に基づく指定事業者の指定	復興特区法に基づき国から認定を受けた民間投資促進特区(農業版)に該当する事業者について指定するもの。指定を受けた事業者は、税制上の特例措置等を受けることができる。	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	宮城県	農政部	農業振興課	先進的経営体支援班 022-211-2833

宮城県事業復興型雇用創出助成金 対象産業政策リスト（リスト2）【中小企業型】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。

※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。

（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）

前回（令和7年5月16日時点）からリストを更新しています。変更があった箇所は赤字にしています。**（令和7年10月23日現在）**

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課(室)名	班名・電話番号
64	耕作放棄地活用支援事業 (耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、又は、被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業交付金)	耕作放棄地を貸借等により引き受ける農業者、農業者組織等が行う、再生作業や土づくり、作付・加工等の整備を総合的に支援するもの。	当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	農政部	農業振興課	経営構造対策班 022-211-2835
65	大規模園芸経営体育成事業 (アグリビジネス経営確立支援事業)	本県のアグリビジネスや園芸経営の牽引役となる経営体の育成を目的として、農業法人等(法人化予定の個人農業者含む)が規模拡大や新規部門の立ち上げに必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行うもの。		宮城県	農政部	園芸推進課	先進的園芸推進班 022-211-2723
66	養殖業再生事業(6次産業化推進費)	被災漁業者グループに対する養殖用資機材の支援(養殖用資機材等緊急整備事業)の対象となっている事業主体のうち、6次産業化のモデルとなる被災事業者主体の法人等に対し助成するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	水産林政部	水産業振興課	漁業調整班 022-211-2932
67	社会福祉施設等設備災害復旧費等国庫補助金 ①障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業費補助金(災害復旧大規模生産設備費に対する補助金に限る)(仙台市外の対象事業所等) ②障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業費補助金(災害復旧大規模生産設備費に対する補助金に限る)(仙台市内の対象事業所等)	東日本大震災により被害を受けた障害福祉サービス事業所等の事業再開に必要な設備等の復旧費用を補助することにより、事業所等の再開を支援するもの。	・障害福祉サービス事業所等設備災害復旧事業のうち、災害復旧大規模生産設備費の補助金を受けた事業所等に限る。 ・公務員の身分を持つ者は除く。 ・国や県または市町村から人件費の経費負担を受けている者は除く。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	保健福祉部	【仙台市外の事業所等】 宮城県障害福祉課 施設支援班 022-211-2544 【仙台市内の事業所等】 仙台市健康福祉局 障害者支援課 022-214-8188	【仙台市外の事業所等】 宮城県障害福祉課 施設支援班 022-211-2544 【仙台市内の事業所等】 仙台市健康福祉局 障害者支援課 022-214-8188
68	スタートアップ加速化支援事業 (旧:被災地再生創業支援事業)	県内において創業する者又は第二創業する中小企業者に対し100万円又は250万円/年度を2か年度にわたり支援することで、雇用の創出を図り、もって地域産業の再生に寄与するもの。	当該政策により人件費の補助を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	企画調整班 022-211-2745
70	新規参入・新産業創出等支援事業	高度電子機械産業等の高付加価値事業の創出を目指し、県内企業における技術開発・商品開発の取組や、川下企業等への参入を目指して行う試作開発等の取組に対し助成を行うもの。	技術開発に直接関与する者の人件費分として計上された労働者を除く。	宮城県	経済商工観光部	新産業振興課	【地域イノベーション創出型・グループ開発室・成長分野参入支援型】 産学連携推進班 022-211-2721
71	アグリビジネス経営基盤強化整備事業 (新世代アグリビジネス総合推進事業)	農産物の加工や販売などにより付加価値を高め、経営の多角化等を図り販売額向上と雇用創出に向けた取組に必要な施設等の整備に要する経費を補助するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	農政部	農業振興課	先進的経営体支援班 022-211-2833
72	みやぎの農業地域活性化拠点整備モデル事業	農業生産規模の拡大や生産性向上による販売額増加と雇用創出に向けた取組に必要な施設・機械等の整備に要する経費を補助するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	宮城県	農政部	農業振興課	先進的経営体支援班 022-211-2833
73	農畜産物輸出拡大施設整備事業 ※後継事業の「農産物等輸出拡大施設整備事業」の支援決定を受け、本助成金に申請を希望する場合は、事前にご相談ください。	農畜産物の輸出拡大に向けた生産・流通体制を構築するために必要な施設等の整備に要する経費を補助するもの。		宮城県	農政部	園芸推進課	調整班 022-211-2224
74	産地生産基盤パワーアップ事業 (旧:産地パワーアップ事業)	農産物の産地における収益性の向上に向けた取組に必要な施設、機械等の整備に要する経費を補助するもの。		宮城県	農政部	園芸推進課	調整班 022-211-2224
75	みやぎの園芸法人ステージアップ事業 (旧:みやぎの企業的園芸等整備モデル事業) ※後継事業の「みやぎの施設園芸ネクストステージ事業」の支援決定を受け、本助成金に申請を希望する場合は、事前にご相談ください。	園芸栽培における先進的技術の導入による生産性向上等に係る拠点整備や雇用創出、加工・業務用野菜の安定供給や大規模露地園芸における機械化一貫体型による効率化等に必要な機械等の整備に対して一定の要件の下に補助を行うもの。	事業メニューのうちみやぎの企業的園芸等整備モデル事業の支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります(事業メニューのうち付加価値創造支援型は助成対象外)。	宮城県	農政部	園芸推進課	先進的園芸推進班 022-211-2723
77	中小企業販路開拓総合支援事業「市場投入支援」 (旧:みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業「マーケティング型」)	国内あるいは海外展開を目指す県内中小企業の新製品等について、専門家を活用した市場調査から販路開拓まで一貫した支援を行うもの。	(公財)みやぎ産業振興機構とマーケティング専門家の間で委託契約を締結した日以降に、支援対象の中小企業者に雇い入れられた労働者が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	宮城県	経済商工観光部	中小企業支援室	経営支援班 022-211-2742
101	仙台市海外販路開拓チャレンジ支援助成金(旧:仙台市輸出入チャレンジ支援助成金)	市内企業の海外市場開拓、経済の国際化・活性化を目的に、市内の中小企業等が海外で開催される見本市・商談会等へ出展する際に助成金を支給するもの。		仙台市	経済局	中小企業支援課	022-214-1005

宮城県事業復興型雇用創出助成金 対象産業政策リスト（リスト2）【中小企業型】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。
※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。
（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）
前回（**令和7年5月16日時点**）からリストを更新しています。変更があった箇所は**赤字**にしています。（**令和7年10月23日現在**）

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課(室)名	班名・電話番号
102	仙台市企業立地促進助成金	市域内に対象となる事業所を設置又は設備更新を行った場合に、その投資に係る固定資産税等相当額に応じた額を助成するもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている(事業を実施している)事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・交付指定通知書の写し ・助成金交付決定の通知書の写し(交付決定未了の場合は、工事請負契約書等の着工済であることを証明する書類の写し)	・原則として、平成23年3月11日以降に交付指定申請を行い、令和8年3月31日までに交付決定を受けた事業所を対象とする。 ・ただし、令和8年3月31日までに交付指定及び着工があった場合は、一定の要件の下に事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(交付決定通知書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	仙台市	経済局	産業集積推進課	022-214-8276
103	プロトタイプ作製支援プロジェクト	震災に伴う風評被害等により取引が減少している製造業及びソフトウェア業関連の市内中小企業者に対し、新製品開発にかかる開発経費の一部を支援するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	仙台市	経済局	産業集積推進課	022-214-8245
104	クリエイティブ・プロジェクト助成事業	クリエイティブ産業の創造性を活かし、地域経済の活性化を目的としたプロジェクトに要する経費を助成するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	仙台市	経済局	中小企業支援課	022-214-1003
105	仙台市中小企業融資制度 (東日本大震災復興関連融資及び災害関連融資(東日本大震災を起因としたものに限る)のみ対象)	市内に事業所を有している中小企業の方を対象に限度額を設けて支給するもの。	融資対象が運転資金のみの場合は対象としない。	仙台市	経済局	中小企業支援課	022-214-1003
106	農と食のフロンティア推進特区制度	仙台市東南部地域の復興産業集積区域において、区域内の農業振興に寄与する事業で、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者を対象に、税制上の特例措置を行うもの。		仙台市	経済局	農業振興課	022-214-8266
107	六次産業化推進補助事業	認定農業者や農地所有適格法人等を対象に、農林水産加工製造及び販売のために行う機材の購入や、商品開発に係る調査費等の一部を補助するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	仙台市	経済局	農業振興課	022-214-8266
108	仙台・東北復興取引拡大促進助成金	(公財)仙台市産業振興事業団に設置する東北ビジネスマッチングセンターが支援する中小企業者を対象に、新規取引の商談交渉に要する旅費の一部を助成するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	(公財)仙台市産業振興事業団			022-724-1212
109	仙台・東北復興取引拡大促進報奨金	(公財)仙台市産業振興事業団に設置する東北ビジネスマッチングセンターが支援する中小企業者を対象に、新規取引の商談が成立した場合に報奨金を支給するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	(公財)仙台市産業振興事業団			022-724-1212
110	震災復興緊急販路開拓支援助成金	仙台市内のビジネスインキュベーション施設に入居している中小企業者等を対象に、展示会や商談会への出展経費等を助成するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	(公財)仙台市産業振興事業団			022-724-1212
111	ものづくり中小企業製品開発補助金	市内のものづくり中小企業者を対象に、新製品及び新技術の開発等に係る経費の一部を補助するもの。	当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	仙台市	経済局	中小企業支援課	022-214-1003
112	ものづくり中小企業実用化評価補助金	市内のものづくり中小企業者を対象に、新製品及び新技術への支援機関による技術的支援を受けて実施する実証及び性能評価等に要する経費の一部を補助するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	仙台市	経済局	中小企業支援課	022-214-1003
113	仙台市東北大学連携型起業家育成施設入居企業等補助金	東北大学連携型起業家育成施設の入居者を対象に、施設賃料に係る経費の一部を補助するもの。		仙台市	経済局	スタートアップ支援課	022-214-8278
114	仙台市農商工連携新商品等開発支援事業補助金	農林漁業者や商工業者等を対象に新たな商品やサービスを開発する事業に要する経費の一部を補助するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	仙台市	経済局	農業振興課	022-214-8266
115	仙台市中小企業新製品等開発支援補助金	市内の中小企業者を対象に、新たな製品又はサービスの開発等に要する経費の一部を補助するもの。	当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	仙台市	経済局	イノベーション企画課	022-214-8263
117	仙台市中小企業新製品等開発支援補助金 (ものづくり製品開発支援補助金)	市内のものづくり中小企業者を対象に、新製品及び新技術の開発等に係る経費の一部を補助するもの。	当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	仙台市	経済局	中小企業支援課	022-214-1003

宮城県事業復興型雇用創出助成金 対象産業政策リスト（リスト2）【中小企業型】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。
※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。
（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）
前回（令和7年5月16日時点）からリストを更新しています。変更があった箇所は赤字にしています。**（令和7年10月23日現在）**

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課(室)名	班名・電話番号
118	石巻市中小企業融資あっせん (災害関連枠)	市内の中小企業者に対し低金利の融資をあっせんし、保証料の 50%と利子の一部(災害関連枠)を市が補給するもの。	融資対象が運転資金のみの場合は対象としない。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	石巻市	産業部	商工課	中小企業支援係 0225-95-1111 内線3523
120	石巻市中小企業復旧支援事業補助金	震災で被災した中小企業に施設等の復旧費に係る費用の 1/2 を補助するもの。(上限100万円)	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	石巻市	産業部	商工課	中小企業支援係 0225-95-1111 内線3523
121	石巻市産業創造助成金	新たな産業を育成することにより、産業と雇用の拡大を図るため、創造的事業を行う事業者に対し助成金を交付するもの。	当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	石巻市	産業部	商工課	中小企業支援係 0225-95-1111 内線3523
122	石巻まちなか再生特区	まちなか(中心市街地)の復興、活性化を図るため、対象となる復興産業集積区域で、新規立地、設備の導入、増設を行う事業者や、被災者を雇用している事業者を対象として、税制上の特例措置を行うもの。	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	石巻市	産業部	商工課	中小企業支援係 0225-95-1111 内線3523
123	愛ランド特区	牡鹿半島(渡波の一部、荻浜の一部を含む)や雄勝、北上地区の復興、活性化を図るため、対象となる復興産業集積区域で、新規立地、設備の導入、増設を行う事業者や、被災者を雇用している事業者を対象として、税制上の特例措置を行うもの。	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	石巻市	産業部	商工課	中小企業支援係 0225-95-1111 内線3523
124	千賀の浦観光推進特区	復興特区法に基づき、国から認定を受けた観光特区に該当する事業者を指定し、指定を受けた事業者は法人税制上の特例を受けることができるもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	塩竈市	産業建設部	商工観光課	商工港湾係 022-364-1124
125	り災商店再生支援制度	震災後、事業を再開した事業所に、被害判定に応じて工事などにかかった費用の一部を助成するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	塩竈市	産業建設部	商工観光課	商工港湾係 022-364-1124
126	いきいき企業支援事業	対象業種で投下固定資産や新規雇用の要件を満たし、採択された事業者には固定資産税の優遇措置、雇用奨励金等の支援を行うもの。	・平成23年3月11日以降に交付決定を受けた事業所を対象とする。 ・雇用奨励金の対象となる労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	塩竈市	産業建設部	商工観光課	商工港湾係 022-364-1124
127	商店活性化促進事業 (シャッターオープン・プラス事業)	中心市街地の活性化のため、市内の空き店舗を活用して、新たに起業した事業所を支援するもの。		塩竈市	産業建設部	商工観光課	商工港湾係 022-364-1124
128	気仙沼市企業立地奨励制度	制度の対象となる業種の事業所を市内に新設・増設した場合、各種の奨励金や補助金(立地奨励金、用地取得補助金、緑地化推進補助金)を交付するもの。	・平成23年3月11日以降に交付決定を受けた事業所を対象とする。 ・雇用奨励金の対象となる労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	気仙沼市	産業部	産業戦略課	産業戦略・企業誘致係 0226-22-3432
129	気仙沼市被災中小企業再開・継続支援助成金	震災により甚大な被害を受けた中小企業者等の復旧・復興を支援するため、事業の再開又は継続に要する費用の一部について助成するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	気仙沼市	産業部	産業戦略課	産業戦略・企業誘致係 0226-22-3432
130	気仙沼市創造的産業復興支援事業費補助金	震災により甚大な被害を受けた本市の産業復興に資するため、起業化又は地域資源を活用し、新たに事業展開する事業者に対し、当該事業に要する経費の一部を交付するもの。	平成23年度及び平成24年度に交付決定を受けた事業所を対象とする。	気仙沼市	産業部	産業戦略課	産業戦略・企業誘致係 0226-22-3432
131	気仙沼市水産業施設等復旧整備事業	震災により施設や漁船等に甚大な被害を受け、その復旧に際して、施設整備等の復旧に係る補助事業等を活用していない漁業者及び水産関係事業者に対し、事業の再開・継続を支援するため、被災した生産施設及び生産設備の復旧に要する経費の一部を交付するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	気仙沼市	産業部	水産課	漁業振興係 0226-22-3435
132	気仙沼市地域商業施設等復旧整備事業補助金	震災により店舗等に甚大な被害を受け、その復旧に際して、国・県等の事業を活用していない商業者等に対し、事業の再開・継続を支援するため、被災した施設・設備の復旧に要する経費の一部を交付するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	気仙沼市	産業部	産業戦略課	商工労働係 0226-22-3432
133	気仙沼市物産品販路拡大等事業補助金	震災による事業所の休止により販路を失った事業者等を支援するため、物産品のPR活動や販路の開拓・拡大等に取り組む事業者等に対し、その費用の一部を助成するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。 (現在は制度趣旨が変更となっているため、対象となりません。)	気仙沼市	産業部	産業戦略課	物産振興係 0226-22-3432
135	復興特区(気仙沼市観光特区)に基づく指定事業者の指定	東日本大震災復興特別区域法に基づき、市内の復興産業集積区域内において対象業種のうち「気仙沼市の観光振興に資する事業」を行う事業者を指定するもの。指定を受けた事業者は税制上の特例措置を受けることができる。	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	気仙沼市	産業部	観光課	観光係 0226-22-3438
136	多賀城市被災事業者支援事業補助金	東日本大震災により被災した法人または個人事業主を対象とした施設・設備の復旧への補助。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	多賀城市	都市産業部	産業振興課	商工係 022-368-4204

宮城県事業復興型雇用創出助成金 対象産業政策リスト（リスト2）【中小企業型】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。
※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。
（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）
前回（令和7年5月16日時点）からリストを更新しています。変更があった箇所は赤字にしています。**（令和7年10月23日現在）**

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課(室)名	班名・電話番号
137	復興特区(まちづくり促進特区)に基づく指定事業者の指定	東日本大震災復興特別区域法に基づき、国からの認定を受けたまちづくり促進特区に該当する事業者について多賀城市が指定する。 指定を受けた事業者は税制上の特例措置を受けることができる。	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	多賀城市	都市産業部	産業振興課	商工係 022－368－4204
138	多賀城市商業機能集積補助金	JR仙石線多賀城駅周辺の中心市街地において、商業機能の集積並びに被災者の雇用機会創出を実現し、中心市街地の活性化を図るため、対象区域内において、対象業種の方々が、新規出店する場合に補助金を交付するもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	多賀城市	都市産業部	産業振興課	商工係 022－368－4204
140	南三陸町企業立地奨励	企業の育成と誘致に必要な奨励措置等を講ずることにより産業の振興と雇用の拡大を図り、町民生活の安定向上に資することを目的に、固定資産の取得価額が一定以上の企業者に対し、奨励金を交付するもの。	・平成23年3月11日以降に交付決定を受けた事業所を対象とする。 ・雇用奨励金の対象となる労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	南三陸町		商工観光課	商工業立地推進係 0226－46－1385
141	南三陸町起業支援補助金	地域の活性化と雇用の場を確保することなどを目的に、地域の資源を活用した新規事業経費を助成するもの。	・補助金対象が運営経費及び雇用経費だけの場合は対象外。 ・当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	南三陸町		商工観光課	商工業立地推進係 0226－46－1385
143	女川町中小企業融資あっせん(災害特別枠)	町内の中小企業者に融資のあっせんを行い、町が信用保証協会への保証料を補給するもの。	融資対象が運転資金のみの場合は対象としない。	女川町		産業振興課	商工労働係 0225－54－3131
144	産業集積特区	税制上の特例措置	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	女川町		産業振興課	商工労働係 0225－54－3131
145	女川町創業支援事業者補助金	産業力強化法に基づき、民間事業者が町と連携して行う創業支援の取組に要する経費について補助するもの。	当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	女川町		産業振興課	商工労働係 0225－54－3131
146	女川町商店街景観形成創出事業補助金	中心市街地において事業者が行う景観形成創出事業に要する経費について補助するもの。		女川町		産業振興課	商工労働係 0225－54－3131
147	女川町企業立地促進条例	企業の誘致及び育成に必要な措置を講ずることにより、本町における産業の振興並びに雇用の拡大を図り、もって町民生活の安定向上に資することを目的とする。	・平成23年3月11日以降に交付決定を受けた事業所を対象とする。 ・雇用促進奨励金の対象となる労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	女川町		産業振興課	商工労働係 0225－54－3131
148	女川町商業施設等復興整備補助金	中心市街地のにぎわいの拠点となる商業エリアを形成するための商業施設の整備に要する経費を補助するもので、当該施設内で事業を営む者	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	女川町		産業振興課	商工労働係 0225－54－3131
149	塩竈市小規模事業者チャレンジ支援事業(旧:塩竈市小規模事業者サポート補助金)	小規模事業者が経営計画に基づいて取り組む販路開拓等に要する経費の一部を支援するもの。		塩竈市	産業建設部	商工観光課	商工港湾係 022－364－1124
150	名取市閑上地区復興まちづくり特区	日常生活を支える小売業等の商業関連産業や医療業などの企業が、指定するエリアに進出する際に、法人税や所得税などについて税制上の特例措置を受けることができるもの。	令和8年3月31日までに指定があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(実施に係る認定書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。)	名取市	生活経済部	商工観光課	企業誘致係 022－724－7148
151	東松島市中小企業育成融資(東日本大震災災害特別融資)	平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、被害を受けた市内中小企業者へ融資のあっせんをおこなうもの。	融資対象が運転資金のみの場合は対象としない。	東松島市	産業部	商工観光課	商工振興・企業誘致係 0225－82－1111
152	東松島市企業立地優遇制度	市内に新たに事業所等を立地、もしくは増設する製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、医療業、宿泊業、学術・開発研究機関等に対して、各要件に応じて奨励金等を交付するもの。 ※事業復興型雇用創出助成金申請時において、政策の支援を受けている(事業を実施している)事業主であることを証明する書類として、次の書類の提出が必要です。 ・指定企業者決定通知書の写し ・奨励金、補助金交付決定の通知書の写し(交付決定未了の場合は、工事請負契約書等の着工済であることを証明する書類の写し)	・原則として、平成23年3月11日以降に指定企業者申請を行い、令和8年3月31日までに交付決定を受けた事業所を対象とする。 ・ただし、令和8年3月31日までに交付指定及び着工があった場合は、一定の要件の下に、事業復興型雇用創出助成金の申請を可能とする。(交付決定通知書が交付されなかった場合、事業復興型雇用創出助成金は返還となる。) ・雇用奨励金の対象となる労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。	東松島市	産業部	商工観光課	商工振興・企業誘致係 0225－82－1111
153	東松島市創業支援補助金	市内の新規事業及び雇用の創出を促進し、市の産業の活性化及び振興を図るため、市内において新たに創業又は第二創業する個人又は中小企業者等に対し、東松島市創業支援補助金を交付するもの。		東松島市	産業部	商工観光課	商工振興・企業誘致係 0225－82－1111

宮城県事業復興型雇用創出助成金 対象産業政策リスト（リスト2）【中小企業型】

平成23年3月11日以降に支援決定を受けた事業主のみが事業復興型雇用創出助成金の対象となります。
ただし、支援が取り消された場合には、事業復興型雇用創出助成金は返還となります。
※各対象産業政策の募集期間や申請手続等に関する御質問は、表掲載の担当窓口に直接お問い合わせください。
（既に募集が終了している事業もありますので、詳しくは表掲載の担当窓口に直接お問い合わせ願います。）
前回（令和7年5月16日時点）からリストを更新しています。変更があった箇所は赤字にしています。**（令和7年10月23日現在）**

番号	対象産業政策名	政策の内容	適用範囲の限定	対象産業政策の担当窓口			
				省庁・県名等	部局等名	課(室)名	班名・電話番号
154	亶理町中小企業振興資金融資	中小企業者に対し、運転資金や設備資金を貸し付け、利子補給と信用保証料を助成(被災事業者には震災枠利子補給も助成)することで、金融の円滑化と経営の安定化、設備の改善り、雇用の確保を図るもの。	・東日本大震災に係る中小企業者に対する中小企業振興資金利子補給金を受けた事業主に限る。 ・融資対象が運転資金のみの場合は対象としない。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	亶理町		商工観光課	商工労働班 0223-34-0513
155	亶理町中小企業活動再開支援事業補助金	東日本大震災で大規模半壊以上の被害を受けた中小事業者に対し復旧のための経費の一部を助成、事業再開を支援するとともに雇用の場を確保し、早期の経済基盤の復旧復興を図るもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	亶理町		商工観光課	商工労働班 0223-34-0513
156	亶理町空き店舗活用推進事業補助金	町内の空き店舗解消及び商業振興を図るため、起業家等が空き店舗を活用して新規に開業するにあたり、店舗改修費や賃借料の一部を補助し支援するものであり、これにより、震災後の人口減少対策(移住定住・人口流出抑制・新規雇用創出)を図るもの。	※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	亶理町		商工観光課	商工労働班 0223-34-0513
157	東松島市地域活性化復興モデル事業補助金	東日本大震災からの復興まちづくりに資する活動を行う団体に対し、官民一体となり、効果的かつ効率的に復興まちづくりを推進していくことを目的に、東松島市地域活性化復興モデル事業補助金を交付するもの。	当該政策により人件費の助成を受ける労働者を除いた方が、事業復興型雇用創出助成金の申請対象となる。 ※この政策の公募手続は終了しておりますので、既に支援決定を受けている事業主のみが助成対象となります。	東松島市	復興政策部	復興政策課	企画調整・統計係 0225-82-1111
158	仙台市6次産業化等チャレンジ支援事業	市内の農林漁業者や商工業者等が地元の農林水産物等の地域資源を使用して行う商品開発や、加工に必要な機材導入、市場調査、販路開拓等に対して補助金を交付するもの。	令和2年4月1日以降最初の新規雇用者を雇い入れた場合に助成対象となります。	仙台市	経済局	農業振興課	022-214-8266